

児童生徒のための運動部活動 及びスポーツ活動の基本方針

平成27年3月
熊本県教育委員会

目 次

はじめに

I 基本方針

- 基本方針1 小学校の運動部活動は社会体育へ移行する** 1
- (1) 社会体育移行の意義と効果
 - (2) 社会体育移行の進め方
 - (3) 社会体育への移行期間
- 基本方針2 中学校・高等学校の運動部活動は社会体育と連携する** 2
- (1) 中学校・高等学校における運動部活動の実施
 - (2) 社会体育と連携した活動の充実
- 基本方針3 児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行う** 2
- (1) 小学校における複数種目の実践
 - (2) 適切な大会参加や休養日の設定
 - (3) 学校組織全体での運動部活動の運営
- 基本方針4 指導者の資質向上を図る** 3
- (1) 指導者の資質向上研修会及び講習会の実施
 - (2) 科学的根拠に基づいた指導や研究成果の習得

II 基本方針を推進するための具体的な取組み

- 1 小学校の運動部活動を社会体育へ移行するための取組み** 4
- (1) 県教育委員会の取組み
 - (2) 市町村の取組み
 - (3) 小学校の取組み
- 2 小学校の運動部活動の社会体育移行後における取組み** 5
- (1) 県教育委員会の取組み
 - (2) 市町村の取組み
 - (3) 小学校の取組み
- 3 中学校・高等学校の運動部活動における社会体育との連携に向けた取組み** . . . 6
- (1) 校内委員会の設置
 - (2) 地域の指導者の積極的、適切な活用
- 4 児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行うための取組み** 7
- (1) 指導の目標や内容を明確にした計画の作成
 - (2) 年間を通してバランスのとれた活動の実施
 - (3) 学校教育活動としての大会への参加
 - (4) 小・中学校における毎月第1日曜日の取扱い
 - (5) 豊かな人権感覚に基づいた指導
- 5 指導者の資質向上を図るための取組み** 8
- (1) 指導者研修会及び講習会
 - (2) 県、市町村及び関係機関と連携した取組み

はじめに

スポーツは、人類が生み出した世界共通の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものです。特に、心身の成長過程にある青少年期は、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

このようなことから、学校においては、学校教育の一環として運動部活動が行われてきました。しかしながら、その一方で、様々な課題が指摘され、県教育委員会では、平成25年度に外部有識者による検討委員会を設置し、今後の運動部活動のあり方について議論を重ねていただき、平成26年2月末に「運動部活動及びスポーツ活動のあり方について」の提言をいただきました。提言については、市町村教育委員会やPTA代表及び校長等に説明するとともにアンケートを実施し、様々な意見をいただきました。

これらのことを踏まえて、県教育委員会では、これから大きく変化する社会の中で、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行や社会体育との連携など、児童生徒にとって安心・安定したスポーツ環境を確保するため、「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を策定しました。

今後、各市町村及び各学校におかれましては、本基本方針を基に、地域や学校の実態も踏まえながら、児童生徒にとって適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進を図っていただきますようお願いいたします。

I 基本方針

基本方針1 小学校の運動部活動は社会体育へ移行する

これまで本県では、運動部活動が児童のスポーツ活動を担ってきた。しかし、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また、指導者不足などの課題が指摘されている。このような課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために小学校の運動部活動を社会体育へ移行する。

(1) 社会体育移行の意義と効果

社会体育とは、主として地域社会、家庭等で行う体育活動と考えられ、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等での活動がある。

なかでも、総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態であり、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域の誰もが参加することが可能である。本県では、総合型地域スポーツクラブがほぼすべての各市町村に設置しており、小学校の運動部活動の社会体育移行に向けて、積極的な活用が期待できる。

社会体育では、学校の枠を超えたチーム編成が可能になり、異年齢の子どもや多世代の大人とともにスポーツに親しむこともできるようになる。また、児童や保護者のニーズに応じたスポーツ活動や、質の高い継続した指導が期待できる。

さらに、地域の指導者を積極的に発掘し指導力の向上を図ることで、地域の教育力の向上や地域の活性化も期待できる。

(2) 社会体育移行の進め方

ア 県と市町村が連携した社会体育移行に向けた取組みの推進

社会体育移行については、本基本方針を基に、地域の実態に応じた円滑な移行の推進を図る必要がある。そのため、市町村の実態に応じた取組み事例等の情報共有や市町村への体制づくりの支援等を行い、県と市町村が連携した取組みを推進する。

イ 地域の実態に応じた活動環境・体制づくり

市町村には、学校数や学校規模、統廃合による登下校時のスクールバス活用等、様々な異なる実態がある。また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団による活動等、スポーツ環境も様々である。このようなことから、地域の実態に応じた社会体育における活動時間、活動場所、活動費等の活動環境や指導者の確保を含めた活動体制づくりを行う。

ウ 活動の環境が整った地域、学校、種目から社会体育へ移行

市町村は、少子化による児童数の減少に伴う問題や、児童・保護者の多様なニーズに対応するために、地域の教育力を活用しながら、児童のスポーツ環境を確保する必要がある。そのため、地域や学校の実態を踏まえ、実施可能な地域、学校、種目から社会体育へ移行する。

(3) 社会体育への移行期間

平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進める。また、移行期間を4年間とし、平成30年度末には、各市町村において社会体育移行が達成できるようにする。

基本方針2 中学校・高等学校の運動部活動は社会体育と連携する

中学校・高等学校の運動部活動については、学習指導要領に社会体育施設や各種団体との連携を図ることが示されていることにより、これまで同様に学校の運動部活動として実施し、社会体育との連携による運動部活動の充実を図る。

(1) 中学校・高等学校における運動部活動の実施

中学校学習指導要領（平成20年3月告示）及び高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）の総則において、部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すべき旨が明記されており、中学校・高等学校については、これまで同様に学校の運動部活動として実施する。

(2) 社会体育と連携した活動の充実

学校や地域の実態に応じた総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携し協働した取り組みにより運動部活動の充実につなげる。

基本方針3 児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行う

※小学校については社会体育移行前までの期間とする

運動部活動は、児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育む機会であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的な活動である。児童生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、バランスのとれた学校生活を送ることができるよう活動内容や休養日を設定するなど、勝利至上主義に陥ることなく児童生徒の発育発達に応じた適切な運動部活動を行う。

(1) 小学校における複数種目の実践

小学校の時期は、基本的な動きを短時間で習得できる時期であり、動きの巧みさを高めるのに適している。そのため、小学校の時期は、特定の種目を継続的に取り組むのではなく、複数種目を実施することにより、バランスのとれた体づくりや運動の楽しさを味わわせる。

(2) 適切な大会参加や休養日の設定

成長期にある児童生徒のスポーツ障害・事故防止や心理面での疲労回復のためにも、年間を通して、参加する大会や練習試合を精選し、より効率的、効果的な練習方法等を検討したうえで、計画を作成し、指導を行う。

(3) 学校組織全体での運動部活動の運営

運動部活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりにならないように、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で運動部活動の指導の目標、方針を検討し、適正な運営を行う。

基本方針4 指導者の資質向上を図る

指導者は、児童生徒の健全育成に責任を負うとともに、児童生徒にスポーツの価値や魅力を伝え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実践につなげる必要がある。

また、指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用する。

(1) 指導者の資質向上研修会及び講習会の実施

県、市町村は、指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施する。

(2) 科学的根拠に基づいた指導や研究成果の習得

指導の内容や方法及び事故防止・安全確保・児童生徒のスポーツ障害を防ぐためにも、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを活用する。

Ⅱ 基本方針を推進するための具体的な取組み

1 小学校の運動部活動を社会体育へ移行するための取組み

(1) 県教育委員会の取組み

ア 市町村および市町村の関係機関への基本方針の周知

県教育委員会は、本基本方針について、十分な理解を得られるよう市町村とその関係機関に周知を行う。

イ 市町村での委員会の設置とその円滑な運営のための支援

市町村の実態に応じた社会体育移行を進めるためには、十分な検討や協議を行う場が必要である。そのために、県教育委員会は、各市町村が設置し社会体育移行等について、協議等を行う機関となる委員会の設置とその円滑な運営のための支援を行う。

ウ 市町村コーディネーターの活用による取組みの推進

県教育委員会は、市町村においてコーディネーターが配置されるよう支援し、それを活用して、社会体育移行を促進する。

<市町村コーディネーターの役割>

- ◆委員会の開催に向けて、市町村教育委員会と連携して調整を行う。
- ◆県教育委員会の研修会及び連絡協議会に参加し、得られた情報を市町村の委員会等に提供する。
- ◆小学校や地域の関係機関を訪問し、地域の実態に応じた活動環境・体制づくりに向けた調整を行う。

エ 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の実施

県教育委員会は、児童の多様なニーズに対応し、児童が運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、指導者の資質向上のための研修会及び講習会を実施する。

(2) 市町村の取組み

※隣接する市町村において合同での取組みも可能とする

ア 委員会の設置

市町村は、教育委員会を中心に、体育協会、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校、保護者等で構成した委員会を設置する。

委員会では、社会体育移行に向けて、本基本方針の内容を確認し、地域や学校の実態に応じた活動環境・体制（活動時間、活動場所、活動費、指導者、保険等）及び活動内容等について協議する。

<協議内容例>

- ◆活動時間：放課後のできるだけ早い時間から活動できるように考慮する。
- ◆活動場所：学校施設を活用し、保護者の負担の軽減を図る。
- ◆活動費：これまでの部活動費を勘案し、保護者の新たな負担とならないように考慮する。
- ◆保険：スポーツ安全保険等の加入を図る。
- ◆指導者の確保：地域指導者の発掘を行う。
- ◆活動内容：児童の発育発達に応じてバランスのとれた計画を立てる。

イ 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の実施

市町村は、指導者及び児童の多様なニーズに対応し、委員会で検討された課題の解決に資する内容の研修会及び講習会を行い、指導者の資質向上を図る。

(3) 小学校の取組み

ア 校内委員会の設置

小学校は、校内委員会を設置し、円滑な社会体育移行に向けた具体的な取組み等を検討する。また、学校の代表者は、市町村に設置する委員会に参加し、学校の状況を伝えるとともに委員会で得られた内容等について学校職員で共有する。

イ 社会体育移行に係る方針等の児童・保護者への説明

小学校は、県や市町村から出された方針や学校における運動部活動及びスポーツ活動のあり方について児童や保護者に説明を行い、理解を得る。

2 小学校の運動部活動の社会体育移行後における取組み

(1) 県教育委員会の取組み

ア 市町村との継続的な連携と支援

県教育委員会は、社会体育移行後も市町村との継続的な連携を行い、社会体育活動の状況について相互に情報を共有し、適正な活動の推進を図る。

イ コーディネーター連絡協議会の開催

県教育委員会は、各市町村に配置されたコーディネーターが一堂に会する連絡協議会を開催し、市町村の社会体育実施状況等について情報交換を行い、社会体育の充実を図る。

ウ 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の継続的な実施

県教育委員会は、指導者及び児童の多様なニーズに対応し、運動やスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、指導者の資質向上のための研修会及び講習会を継続的に実施する。

(2) 市町村の取組み

ア 委員会の継続設置

市町村は、社会体育移行後も引き続き委員会を設置・運営し、運動部活動及びスポーツ活動の様々な課題について解決に向けた取組みを進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整える。

イ 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の継続的な実施

市町村は、指導者及び児童のニーズに対応し、委員会で検討された課題の解決に資する内容の研修会及び講習会を行い、指導者の資質向上を図る。

(3) 小学校の取組み

小学校は、児童の実態に応じて、運動の楽しさや喜びを味わうことのできるような体育的活動等を計画し体力の向上を図る。

3 中学校・高等学校の運動部活動における社会体育との連携に向けた取組み

(1) 校内委員会の設置

中学校は、実態と課題を踏まえ、職員や保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、総合型地域スポーツクラブ等と連携を図り、地域の指導者の発掘やその積極的かつ適切な活用等について検討する。また、学校の代表者は、市町村に設置した委員会に参加し、情報の共有を図る。

高等学校は、実態と課題を踏まえ、職員や保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、総合型地域スポーツクラブ等との連携を図り、地域の指導者の発掘やその積極的かつ適切な活用等について検討する。

(2) 地域の指導者の積極的、適切な活用

中学校及び高等学校の運動部活動においては、生徒の多様なニーズに応じた指導の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ等の指導者や委員会において発掘された指導者を積極的に活用する。

また、指導者が不足する地域は、隣接する市町村と連携した指導者の活用を検討する。

さらに、地域の指導者（総合型地域スポーツクラブの指導者も含む）の活用

については、各学校長が委嘱を行い、指導者としての位置づけを明確にする。

また、指導においては、教育的配慮のもと、運動部活動の顧問は地域の指導者の役割を明確に示し、常に連携を図り活動を行う。

4 児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行うための取組み

※小学校については社会体育移行前までの期間とする

(1) 指導の目標や内容を明確にした計画の作成

ア 児童生徒のニーズ等を反映させた目標の設定

運動部活動の指導者は、一方的な方針により活動するのではなく、キャプテン会議等を実施し、児童生徒との意見交換等を通じて多様なニーズや意見を把握するとともに、児童生徒の主体性を尊重した各活動の目標、指導の方針を設定する。

イ 活動の目標及び計画についての説明

運動部活動の指導者は、活動の目標の達成に向けて、長期的な計画や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法などを明確にした計画を作成して、児童生徒や保護者に説明し、理解を得る。

(2) 年間を通してバランスのとれた活動の実施

ア 小学校の活動

小学校においては、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるように、複数の種目をバランスよく実践し、体力向上を目標とした活動を行い、平日の活動を原則とする。

イ 中学校の活動

中学校においては、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた学校生活を送ることができるように配慮し、土・日のいずれかを休養日とする。

ウ 高等学校の活動

高等学校においては、運動部活動の指針に示した内容に基づき、生徒の能力・適性を考慮し、適切な休養日を設定する。

(3) 学校教育活動としての大会への参加

ア 小学校の大会参加

小学校においては、小学校体育連盟の主催・共催大会への参加を原則とする。

イ 中学校の大会参加

中学校においては、運動部活動の指針に示した年間の回数を基に、学校教育活動の一環のもとに参加する。また、市町村教育委員会及び校内委員会で、大会参加について把握するとともに過熱化しないように指導を行う。

ウ 高等学校の大会参加

高等学校においては、運動部活動の指針に示した年間の回数を基に、学校教育活動として参加する。

(4) 小・中学校における毎月第1日曜日の取扱い

小・中学校においては、児童生徒の健康や体力等を考慮するとともに、本県では毎月第1日曜日を「家庭の日」として提唱していることを踏まえ、毎月第1日曜日を完全休養日とする。

(5) 豊かな人権感覚に基づいた指導

指導者は、豊かな人権感覚に基づき、児童生徒一人一人の人権を尊重した指導を行う必要がある。そのため、適正な運動部活動に係る指導のあり方について「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省作成）」等を活用した校内研修会を開催し、全職員の共通理解を図る。また、体罰を「しない、させない、許さない」の「3ない運動」の取組みをすすめるなど体罰の根絶を目指す。

5 指導者の資質向上を図るための取組み

(1) 指導者研修会及び講習会

ア 県教育委員会の取組み

県教育委員会は、指導者の資質向上を図るため、指導者に求められる知識や技能等の研修会を実施する。

<研修内容の例>

- ◆多様な能力やニーズに対する指導法について
- ◆発育発達過程の心と身体の特徴を踏まえた指導法について
- ◆スポーツ医・科学に関する専門的知識について
- ◆スポーツ外傷の救急処置に関する知識と技能について
- ◆運動部活動等の運営のためのマネジメント能力について
- ◆「運動部活動での指導のガイドライン」等を活用した内容について 等

イ 市町村教育委員会の取組み

市町村教育委員会は、指導者の資質向上を図るため、県教育委員会で実施する研修内容とも整合性を図りつつ、委員会で検討された課題の解決に向けた研修会を実施する。

(2) 県、市町村及び関係機関と連携した取組み

県は、科学的根拠に基づいた指導内容や指導方法及びスポーツ医・科学の研究の情報等について市町村及び関係機関に情報提供し、共有する。